

「誰もが安心して生活できる地域づくり」
のために日々活動しています

行政・関係機関 との連携・協力

※那覇市役所
※那覇市社会福祉協議会
※那覇市地域包括支援センター
※学校・警察・自治会 等
※各種調査等

相談支援・ 地域づくり活動

※福祉や生活上の相談・支援
※高齢者や障がいのある方への
友愛訪問
※地域ふれあいデイサービスへの協力
※災害時要援護者支援活動

子どもの成長を 見守ります

※子育て支援サロン
※朝のあいさつ活動
※安全パトロール
※不登校児・家庭へのサポート

民生委員・児童委員の 推薦をお願いします

- 1 根拠法令 民生委員法・児童福祉法（第12条3項）
- 2 委 嘱 市長の推薦により、厚生労働大臣が委嘱
- 3 任 期 任期は3年。補欠の場合は前任者の残任期間とする。
- 4 報 酬 無報酬
- 5 年 齢 75歳未満
- 6 職 務
 - ①住民の生活状態を必要に応じ適切に把握する。
 - ②自立した日常生活が出来るように生活の相談、助言等の援助を行う。
 - ③福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供等の援助を行う。
 - ④社会福祉活動を行う者と密接に連携し、事業又は活動を支援する。
 - ⑤福祉関係行政機関の業務に協力する。
 - ⑥住民の福祉増進を図るための活動を行う。



那覇市民生委員児童委員連合会

〒901-0155

那覇市金城 3-5-4（那覇市総合福祉センター2階）

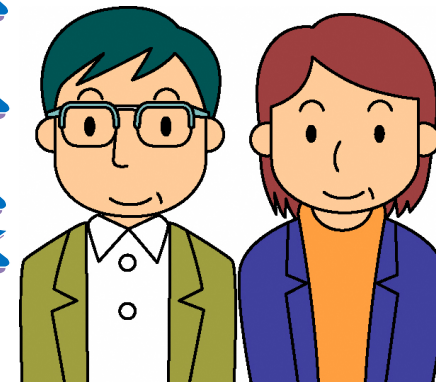
TEL 858-5166 FAX 858-5169



主任児童委員

民生委員

児童委員



消費者庁イラスト集より

民生委員・児童委員

こんな **悩み** ありませんか？

生活の不安

- ＊ひとり暮らしでさみしい
- ＊高齢者二人で、何かあった時に不安



お金のこと

- ＊生活費がない
- ＊子どもの進学費がない



福祉サービスのこと

- ＊困っているけど、どこに相談していいのかわからない
- ＊障がい者手帳を申請したい・・・



介護のこと

- ＊介護保険はどうやって使うの
- ＊おじいちゃんのために住宅を改修したいけどお金がない



子育てのこと

- ＊子育てのことで相談できる人がいない
- ＊子育てがうまくいなくて不安・・・
- ＊子どもをたたいてしまいそう
- ＊子どもが学校に行かなくなった・・・



私たちは地域の相談員です。



民生委員・児童委員とは

民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域のボランティアです。



児童福祉法に定められる児童委員も兼ねています。市内には 502 人（定数）の民生委員児童委員がおり、18 地区協議会に分かれ、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。



主任児童委員とは



児童委員の中から、厚生労働大臣に指名された委員です。

（児童福祉法第 16 条第 3 項）

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する、民生委員・児童委員です。担当地域を持たず、地区担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

ご近所で **気になる** ことありませんか？

ご近所のこと

- ＊〇〇さんの家に何日分も新聞がたまっている
- ＊最近、〇〇さんの姿を見かけない



虐待かも・・・

- ＊〇〇さんの家の怒鳴り声と子どもの泣き声がすごい・・・
- ＊〇〇さんの子どもが何日も服を変えていない



地域住民の身近な
相談相手となり
行政・専門機関
へつなぎます。

